

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

3,000円以下の手土産は少額物品か

Q：交際費のことでお尋ねします。少額物品の交付は交際費にならないそうですが、得意先を訪問する際に、3,000円以下の手みやげを持参した場合、交際費としなくてもよいでしょうか。

A：少額物品の交付が交際費とならないのは、売上割戻金又は景品として交付する場合に限られます。

【解説】

少額物品を交付しても交際費に該当しないのは、次の二つに限られています。

- ① 少額物品の交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一の場合（措通61の4(1)-4）
- ② 少額物品が景品引換券付販売又は景品付販売に係る景品として交付され、かつその種類及び金額が交付する側で確認できる場合（措通61の4(1)-5）

つまり、売上割戻しとして交付する場合と、景品引換券付販売等の景品として交付する場合に限られることになります。

従いまして、得意先を訪問する場合の手みやげは、①②ともに該当しませんので、3千円以下のものであっても交際費に該当することになります。

